

1860年代リヴァプールにおける日曜埋葬問題

—— 19世紀後半イギリスの自治体共同墓地の運営 ——

久保洋一

はじめに

19世紀のイギリスの都市では、多くの共同墓地 (cemetery) が建設された。共同墓地は、それに先行した教会墓地と対照的な点が多い。教会墓地が都市内に点在したのに対して、共同墓地は郊外に立地した。面積も教会墓地に比して共同墓地は広い。共同墓地が多くの教会墓地を集約したためである。

共同墓地は民間によるものと自治体によるものに二分できる。本稿では、先行研究の多い民間共同墓地ではなく、自治体共同墓地に注目する⁽¹⁾。自治体共同墓地は、1852年の改正首都埋葬法と、同法を全国に適用した53年の改正全国埋葬法(以下では両法を併せて埋葬法と略記)によって一気に建設された。埋葬法によって、1875年までに教会墓地を中心に3,000を越す墓地が埋葬停止とされたこともあり、自治体共同墓地は代替墓地として、建設に拍車が掛かった⁽²⁾。1876年までに619も建設された⁽³⁾。建設、運営には埋葬委員会 (burial board) があつた。埋葬委員会は、19世紀後半に都市に相次いで設置された、水道やガスの供給など、単独の目的を遂行する公的な委員会の一例である⁽⁴⁾。埋葬委員会は埋葬法の規定により、救貧制度が独立して機能している、都市、教区連合、教区の各当局によって設置された。これらの設置母体を総称するために、自治体 (municipality) という言葉を使う。これは、前述した水道やガスの供給事業が「自治体による事業 (municipal enterprise)」と呼称されているのに準拠した言葉である⁽⁵⁾。

19世紀前半に建設が相次いだ民間共同墓地は、その多くを株式会社が建設、運営していたため、利益が一定程度は見込める場所に立地した。しかし19世紀中葉以降には新規の建設が減少した。つまりその建設は、利益が見込めなくなったために事業として成立しなくなったのである。これに対して自治体共同墓地は、都市の成長に伴って建設を余儀なくされた。この点では、都市における墓地のあり方を民間のものより忠実に再現している。しかも自治体共同墓地は「自治体による事業」であるため、民間共同墓地と比べると都市住民により開かれている。

自治体共同墓地の建設とその意味については、全国とリヴァプール教区を例としてそれぞれ拙稿で論じた⁽⁶⁾。しかし完成後の埋葬委員会による墓地運営についての先行研究は少なく、本稿

でこの研究上の隙間を埋めたい⁽⁷⁾。

本稿では日曜日の埋葬、つまり日曜埋葬を取り上げる。文脈によっては日曜日の葬儀、日曜葬儀と言うこともある。日曜埋葬にしても日曜葬儀にしても、当時は互換性が高く、ほぼ同義である。日曜埋葬問題は、都市における埋葬ないし葬儀の慣習について多くを教えてくれるだけではない。その慣習を軸とした、都市住民と自治体共同墓地との関係までも明らかにしてくれる。

まずは日曜埋葬が、19世紀後半のイギリスにおいて、どのような時期と地域で問題となったのかを把握したい。日曜埋葬問題が地元新聞に掲載された17の都市(州, 時期)を、五十音順に列挙した⁽⁸⁾。ただし問題への言及が些細な記事の都市は省いた。

ウェスト・ハートリプール(ヨークシャー, 1873, 74, 79)、エクセタ(デヴォン, 1875)、サウス・シールド(ダラム, 1879)、ダービー(ダービシャー, 1855, 72, 87)、ダーリントン(ダラム, 1873-75, 95)、チョーリー(ランカシャー, 1866, 67)、ニューカースル(ノーサンバランド, 1872, 85)、バーミンガム(ウォリックシャー, 1870, 72)、ハンリー(スタフォードシャー, 1877)、ビショップ・オークランド(ダラム, 1884, 92)、ブライトン(サセックス, 1872)、ブリストル(グロスタシャー, 1882)、プレストン(ランカシャー, 1866)、ポーツマス(ハンプシャー, 1868-70, 81, 84)、リヴァプール(ランカシャー, 1857, 63, 65-67, 71)、ロングトン(ランカシャー, 1873, 78)、ロンドン(主にミドルセックス, 1853, 60, 61, 73, 75, 91)。

日曜埋葬問題は、イングランド最北の州ノーサンバランドのニューカースルから、最南の州コーンウォールに隣接したデヴォン州のエクセタにまで広がる。発生時期は1850年代から90年代までに及ぶ。限定的な調査ながら、日曜埋葬問題は特定の時期、地域に収斂していないことが分かる。

多くの地域、時期に問題となった日曜埋葬問題のうち、本稿はリヴァプール市の中心を占めるリヴァプール教区を取り上げる。センサスによると、リヴァプール教区の人口は1841年22万人、51年26万人、61年27万人、71年24万人、81年21万人、91年16万人である。61年が教区の人口のピークであった。一方、市の人口は1841年29万人、51年38万人、61年44万人、71年49万人、81年55万人、91年51万人である。81年が市の人口のピークであった。1860年代は、教区の人口がピークに達すると共に、市の人口に対する割合が6割から5割へと低下していく時期でもある。都心から郊外へ人口が流出しだしている。

リヴァプール教区の埋葬委員会は1856年8月に結成された。埋葬委員は9人である。埋葬委員会は教区の墓地を教区の外に63年5月に開設した。リヴァプール市内ではトックスステスパーク教区が有する、自教区内に設置した面積30エーカーの自治体共同墓地に続く開設である。開設されたりヴァプール教区の墓地は190エーカーの広大な面積を占めた⁽⁹⁾。そのうち開設時には70エーカーを埋葬地が占めた。埋葬地は、国教徒用が35エーカー、カトリック用が20エーカー、非国教徒用が15エーカーであった。埋葬は順調に進んだ。開設から3年近く経過した66年3月24日の時点で9912件の埋葬を数えた⁽¹⁰⁾。さらに67年は3295件、68年は3589件、69年は

3824件、70年は4324件であった⁽¹¹⁾。従って1860年代は一日に10件前後の平均埋葬数が上昇傾向にある。

第一章 遺体安置チャペルの検討

1863年6月初頭のリヴァプール教区の埋葬委員会の会合で、日曜日の埋葬が多すぎるため、墓地が厳粛な雰囲気欠けるだけでなく、葬儀と関係ない人による墓地散策⁽¹²⁾にも支障が出ていると問題になった⁽¹³⁾。1ヶ月前の5月初頭にこの墓地で埋葬が始まったことを考慮すると、日曜埋葬が墓地開設後直ぐに問題となったことが分かる。この会合で日曜埋葬を議題として取り上げた埋葬委員サミュエル・ベネス・ジャクソンは、日曜日の埋葬が多すぎるだけでなく、墓地訪問者も多いため、自分の判断で日曜日は15時30分まで葬儀関係者以外の者に立入を禁止した。彼の理解では「ロンドンの大きな共同墓地は日曜日には一般に公開され」、かつ埋葬を禁じている。しかし、「リヴァプールでは、全遺体のうち6分の1が日曜埋葬のためにわざわざ自宅で保管されていた」。日曜日の同じ時間に、埋葬と一般人の墓地散策との両立は困難であると考えたジャクソンは、両者の利用時間を分けただけでなく、今後は日曜埋葬を禁止するよう要求する。同席した複数の埋葬委員がジャクソンを支持するなか、更に状況を把握する必要があるとして、日曜埋葬について調査報告をするように、埋葬委員会は配下の執行委員会に委託した。

当座の措置としてジャクソンが導入した、日曜日における埋葬と墓地散策の時間を分ける措置は65年5月の時点でも守られていた⁽¹⁴⁾。実際、「墓地の門が日曜日の午後3時半に開くと、人々が大挙して押し寄せた」。しかしジャクソンが先の例会で求めた日曜埋葬禁止は導入されないままだった。そこでジャクソンは、日曜埋葬が禁止できないまでも、日曜埋葬が一因となった「遺体の家での保管」の軽減に努める。彼は11月には、衛生医務官(Medical Officer of Health)のW・S・トレンチが提案する、自治体が提供する遺体安置チャペル(mortuary chapel)を検討しだす⁽¹⁵⁾。自治体共同墓地の敷地内に建つ、葬儀用のチャペルの一室が、埋葬前の数時間だけ遺体を安置する部屋として既に利用されていた。これに加えてジャクソンが検討したトレンチの遺体安置チャペルは、埋葬まで数日間も遺体を安置できる、独立した建物であった。リヴァプールでは、イギリス初の衛生医務官に医師ウィリアム・ヘンリー・ダンカンが任命されるなど流行病への関心が高かった⁽¹⁶⁾。遺体安置チャペルを提案したトレンチは、ダンカンの後任として衛生医務官に就任した。

トレンチの遺体安置チャペルは、貧しき者の利用を念頭に、既に1000ポンドもの寄付が寄せられ、建設支持を受けていた⁽¹⁷⁾。トレンチは、遺体安置チャペルを、「生者の間に遺体を留め置く衛生上の悪習」と通夜「ウエイク」への対策と認識していた⁽¹⁸⁾。「生者の間に遺体を留め置く衛生上の悪習」とは何か。トレンチによると、リヴァプールという「この都市の人口が密集した地域では死者が、生者の家に、特にしばしば家族全員によって占有されている一つの部屋に、日中も夜間も留め置かれている」。この都市の人口密集地域では、住居が狭いために、そこで暮ら

す人々とそこに置かれた遺体とが十分な距離を取ることが困難なのである。しかも「死者の埋葬のために選ばれるいつもの曜日は、死去後の日曜日だ。加えて、週の末期に死去したなら、そのとき埋葬はさらに次の日曜日まで延期されることもある」。日曜日の埋葬が好まれるため、遺体が住居から墓地へ移される期日が遅くなる傾向があった。

狭い住居と日曜埋葬支持による、「生者の間に遺体を留め置く衛生上の悪習」に次いでトレンチが問題としたのは、通夜「ウェイク」である。「ウェイク」はアイルランド人によく見られる習慣である。リヴァプール市に移ったアイルランド生まれの人は、市の人口に対して1841年に17.3%、61年に24.5%、81年に13.2%、1901年に6.6%を占めた⁽¹⁹⁾。1860年代は人口比が最も高かった。加えてアイルランド人は最も貧しき者でもあった。したがって60年代は、密集した、狭い家でアイルランド人による「ウェイク」が最も実践されていた時期と予想できる。故人の縁者を故人を前に歓待する「ウェイク」は数夜に及ぶこともあった。しかも「ウェイク」は、アイルランド人が多いリヴァプール教区では、「換気が悪く、炎と明かりで熱せられた、手狭な住居でいつも起きるので、遺体の腐敗の過程で生じる有害な発散物は、高濃度でそれらに晒される人々に吸収される」。だから「そのような家族において、またその近隣において、内科医によって、熱病や他の接触伝染性の疾病がしばしば観察されるのは十分理解できる。この接触伝染病の拡大は、目下、このコミュニティを危険に晒している、猩紅熱の流行として、確実に観察されるだろう」。このようにトレンチは危険を予想していた。人口密集地域における「生者の間に遺体を留め置く衛生上の悪習」が、そこに多く住むアイルランド人の「ウェイク」と共に、接触伝染病の拡大に寄与すると考えたトレンチは、これら二つの問題の対策として遺体安置チャペルの設置を提案した。

遺体安置チャペルは、二つの問題が併存する、貧しいアイルランド人が市内で最も多く住む、市の北部に建設が予定された⁽²⁰⁾。そこで二つの問題解決に加えて、遺体安置チャペルの受容を促進する、ある工夫をトレンチは施す⁽²¹⁾。トレンチが示した問題の解決を試みるだけなら「死体安置所 (dead-houses)」で対応できた。しかし、この「名称は、貧困状態 (pauperism) と貧民葬儀 (pauper funerals) に関わる不快で嫌悪すべきものを想起する」ので不十分だった。そのためトレンチは、建物を聖別することで、宗教施設に転ずる。これに対応して建物の呼称の語尾にチャペル (chapel) をつける。そこは「祭壇を持ち、我々の宗教の聖なる秘蹟が提供される。ステンド・ガラスの入った窓は、カトリックの貧しき者に、完成したら恩恵となろう」と語ったのは、遺体安置チャペル建設を支持し、建設協力を大部分がアイルランド人であるカトリック信徒に求めた、リヴァプールのゴス司教である⁽²²⁾。遺体安置チャペルは教会、特にカトリックの教会との類似性が追求された。類似性に加えて遺体安置チャペルでは、トレンチによると「遺体は礼儀に適い、適切な威厳でもってすぐ受け入れられる」。しかも「悲しみに暮れる者は、友人ないし親類の遺体を訪問することが許される」。死者とその関係者への十分な敬意も払われる予定だった。

埋葬委員のジャクソンは、トレンチが挙げた「生者の間に遺体を留め置く衛生上の悪習」と「ウェ

イク」という二つの問題に加えて、別な問題を指摘した。それは、自治体共同墓地で埋葬前の数時間だけ遺体を安置する葬儀用チャペルの一室に、貧しき者が遺体を死後すぐに移動することが困難という問題である。「貧しき者が埋葬協会に葬儀費用請求を承認してもらうか、さもなければ、教区の費用で埋葬せざるを得なくなるかまでに、かなりの期日が不幸にも経過する」⁽²³⁾。つまり、葬儀費用を自前ですぐ用意できない貧しき者は、友愛協会的一种である埋葬協会か教区の協力を得て、埋葬のため遺体を住居から墓地に移すまでに一定の期日が経過する。そのため、この期日の間、彼らの住居ではなく、臨時の遺体置き場として使える遺体安置チャペルを、彼らの住居の近くに設けられないかとジャクソンは考えた。

遺体安置チャペルを含む、自治体が提供する遺体安置所は、同時期のロンドンでも提供が検討されていた。19世紀後半のロンドンにおける遺体安置所に関する研究によると、自治体による遺体安置所の提供時期は三つに区分される⁽²⁴⁾。1843年から66年の提供の必要性が認識され出す時期、1866年から75年の抵抗を受けつつも、提供が始まった時期、1875年以降の抵抗もなく提供が本格化した時期である。リヴァプール教区における自治体による遺体安置所の提供検討は、ロンドンと同様に、第一期に相当する早期の検討例であった。

全国の都市で、都心の教会墓地が19世紀中葉に埋葬を停止し、郊外に共同墓地が相次いで設置される。実際リヴァプール教区の自治体共同墓地は、リヴァプール教区の郊外に相当する、教区の北東のウォルトン教区アンフィールドに建設された。つまり都市では生者と死者の分離が進んでいる。そのため、都心に住む者は遺体の埋葬のために、これまで以上の距離を移動する必要が生じる。経済力のある者であれば、馬車を利用できた。しかしそうでない貧しき者は徒歩で移動することになった。教区が費用を負担する「貧民葬儀では、貧しき人々は長い距離をやっかいな重荷を背負って歩かなければならなかった。というのは、節約に努める教区当局が霊柩馬車の提供を拒否するからだ」、と同時期に語った人もいる⁽²⁵⁾。貧しき者は遺体を墓地に移すのに馬車を利用することは困難であった。

日曜埋葬支持、「ウェイク」、葬儀費用問題、墓地の立地、遺体の移動手段の制限、いずれも「遺体の家での保管」に帰結した。特にアイルランド人が多く住む、狭い住居における「遺体の家での保管」は、生者と死者の分離をより困難にした。そして「遺体の家での保管」は接触伝性病の拡大に寄与していると考えられた。遺体安置チャペルはこの拡大を一時的に軽減する措置である。

第二章 日曜埋葬禁止要求

しかし遺体安置チャペルの設置よりも、日曜埋葬の禁止を求める声上がる⁽²⁶⁾。1865年の11月には、リヴァプール市内の葬儀屋のロナルド・マクドゥーガルは、遺体安置チャペルへの反対理由を三つ挙げる。まず「故人に関する友人の思いは、愛された故人が自分たちの前から引き離されることに抵抗する」こと。遺体をすぐ住居から遺体安置チャペルに移すことには抵抗があった。つぎの反対理由は、葬儀が、墓地に加えて、遺体安置チャペルでも実施されることになるた

め、葬儀費用が二倍になり、遺族の経済的な負担が重くなること。三番目の理由は、多くの遺体の集まる、遺体安置チャペルで「最悪の感染症」に罹病しかねないことである。

葬儀屋マクドゥーガルは、「遺体の保管への誘因が取り除かれる」と考えた日曜埋葬禁止を、遺体安置チャペル設置より重視する。特にリヴァプール市内の複数の共同墓地で一斉に禁止を求めた。禁止のひとつの理由として日曜日の埋葬状況に言及する。リヴァプール教区の自治体共同墓地に限らず、市内の共同墓地で埋葬は、個別と一般（public）の二種類あった。墓地の開園中であれば、前者は実施時間を固定されていなかったものの、後者は固定されていた。例えば1864年11月のリヴァプール教区の自治体共同墓地では、一般埋葬の実施時間は、平日が、三種類の埋葬地のうち、国教徒用の聖別地と非国教徒用の非聖別地では、午後1時、3時、4時であった⁽²⁷⁾。残りの埋葬地である、カトリック用の埋葬地では午後1時と3時であった。日曜日は、三種類の埋葬地全てで、一般埋葬は午後3時の一回であった。一般埋葬では、複数の遺体に対して一人の聖職者が共同葬儀を挙行了た。

この日曜日の一般埋葬をマクドゥーガルは問題にする。リヴァプール市内の共同墓地で「日曜日に、一回に30から40もの多くの遺体に対して教会式の葬儀をあげるのは、非難すべきで、適当でない。パーミンガムの共同墓地で、一回の葬儀で認められている最大値は6つの遺体だけである」。リヴァプール市内のトックステス・パーク教区の所有する共同墓地でも、日曜日の一般埋葬への需要は高かった。それに該当する「スミスタウン・レーン共同墓地では、午後の埋葬は一回の時間だけである。一回の埋葬時間は全ての便宜にどうあっても対応できないと直ぐ分かる」。一般埋葬の需要の高さに答えたのは、リヴァプール教区の自治体共同墓地であった。ここ「アンフィールド・パーク共同墓地では、取り決めはもっとましである。というもの、埋葬に三回の時間があるからだ。ただしアンフィールド・パーク共同墓地は、この便宜を提供している唯一の共同墓地である」。リヴァプール教区の自治体共同墓地では、日曜日の一般埋葬は、前述したように64年11月には午後3時の一回だったものの、マクドゥーガルが発言した65年11月には三回に増加していた。リヴァプール教区の埋葬委員会は一般埋葬の高まる需要に答えた。しかし需要の高い一般埋葬に象徴される日曜埋葬の多さ、そしてそれを実施する者の忙しさに、葬儀屋マクドゥーガルは不満だった。「我々葬儀屋は、意に反して週に7日間働くことを強いられている。そして日曜日に最も働く。だから、我々の職に就く者にとって行くべき、教会もチャペルもない。随行を求められる、余分な葬儀で全く無料で提供される酒への余分な誘いがあるだけだ」。葬儀屋は、安息日なのに教会の日曜礼拝に行けず、不満を抱いていた。

葬儀屋マクドゥーガルの主張に「常識」の匿名で反論があった⁽²⁸⁾。「葬儀屋の主たる主張は、日曜埋葬が葬儀屋とそのアシスタントにとって最大の悪の源であるという主張だ」。日曜日に葬儀屋が休業できるように、マクドゥーガルが日曜埋葬の禁止を求めていると「常識」は疑う。しかも「日曜埋葬が禁止されても、リヴァプールの貧しき者、その多くがカトリックである者は、亡くなった知人の遺体をまだ保管しつづけるのではないか」。禁止後も「遺体の家での保管」は継続すると言うのである。確かに「常識」が指摘するように、日曜埋葬の禁止は「遺体の家で

の保管」を途絶するわけではなかった。「遺体の家での保管」は、前述したように、日曜埋葬も一因である複数の要因に基づいていた。

「常識」は葬儀屋マクドゥーガルが示した、遺体安置チャペル設置への三つの反対理由にも反論する。まず「愛された故人をすぐ移動することに関する、故人の友人の感情を考慮した反対理由」は、その感情が「医師によって治療される」ため問題ないとした。二番目の「葬儀が一度でなく二度になる」から遺体安置チャペルの導入に反対する理由には、「治されるべき巨悪に直面すると注意に値しない」と切り捨てた。三番目の遺体安置チャペルでの接触伝染病に感染する危険に関しては、「接触伝染病は、彼らの不衛生な、狭い住居の一室ほどには、遺体安置チャペルにいるほうが感染の危険を持たないのではないか」と反論した。

「常識」の反論に葬儀屋マクドゥーガルも反論する⁽²⁹⁾。確かに「我々葬儀屋は、我々のために安息日を求めている」。しかしこれに加えて、「遺体が長らく埋葬されないままでの理由は、葬儀が日曜日に行えるから」と繰り返し、日曜埋葬の禁止を求めた。

葬儀屋マクドゥーガルの主張には「共同墓地のチャブレン」も同意する⁽³⁰⁾。「埋葬は、単に次の日曜日に葬儀できるように、衛生基準が許容しうるよりも、かなり長期間、平日の間ずっと遅らされている」。さらに、「共同墓地に関わっている聖職者が各々の宗派に属する様々な説教壇での日曜日の職務を引き受けることを拒否せざるを得なくなることは、彼らの収入の深刻な減少をもたらす」。聖職者は、日曜礼拝、日曜学校など、日曜日になすべき仕事があった。しかしその遂行を、聖職者による葬儀の司式を必要とする日曜埋葬は妨げ、彼らの収入低下をもたらすと言う。これらの仕事を「もし引き受けようとするなら、彼らにかかってくる労働と忙しさの量は、安息日に共同墓地を休園することを慈悲深き営為にしてくれる」。共同墓地における日曜埋葬で葬儀屋と共に働く、聖職者の激務を、自身の経験から「共同墓地のチャブレン」は説いた。

こうして日曜埋葬は、接触伝染病の拡大をもたらす「遺体の家での保管」の主原因であるだけでなく、日曜埋葬を実施する一部の聖職者と葬儀屋に過労をもたらすと認識されていたことが分かる。日曜埋葬の禁止を求める圧力は高まっていた。

1865年と66年には流行病がリヴァプールで再燃し、「衛生委員会」がその原因を調査していた⁽³¹⁾。ベンジャミン・H・グリンドリーなる人物は、流行病の原因として、貧困、飲酒、病原菌(contagion)だけでなく、「遺体の家での保管」問題も「衛生委員会」が調査するよう求める⁽³²⁾。グリンドリーは「生者の間での遺体の保管、日曜葬儀、そして現在の死亡率に一定の関係がある」と考えた。狭い住居における数夜に及ぶ「ウェイク」の実施、さらには接触伝染病の流行までも招聘する、「遺体の家での保管」は、遺体安置チャペルでも、法でもなく、日曜埋葬の禁止によって解決できると主張した。というのもグリンドリーによると、「遺体の家での保管」は日曜埋葬の実施を目的としているからだ。実際「死亡登録簿は、我々の共同の埋葬地の登録簿を加味することで、この都市の貧しい人、特にアイルランド人の遺体の4分の3が一週間近く、しはしばもっと長く、生者の間で保管されていると示せるだろう」。日曜埋葬の実施者に貧しき者が多いのは、「節約のために、日曜日における埋葬が支持されている」と一般に認識されている。

しかしこの指摘を、「貧しき者を訪問することを職務とする医師などは否定する」⁽³³⁾。というのは葬儀がある「日曜日は大きな葬列と集会の機会を提供する。葬儀後は長時間の騒ぎだ」。日曜日の葬儀は多額の出費を伴い、節約は困難である。さらには「死者のいる家族は埋葬が終わるまで仕事を休むのが普通だ。しかも、平日の埋葬がしばしば翌日の仕事を意味するのに対して、日曜埋葬は「聖月曜日」を減多に欠かさないのも普通だ」。日曜日の葬儀は遺族に、当日までと翌日の月曜日も仕事を休ませることで収入も低下させた。日曜埋葬は支出増加と収入減少で、むしろ節約になっていないとグリンドリーは指摘する。

日曜埋葬禁止を求める声の方々から主張されるなか、埋葬委員のジャクソンも、「月曜日に「悪疫性の熱病」で亡くなった人の遺体が、人の集まる場所に、日曜日の葬儀のため6日間も留め置かれた」事例を伝え聞く。彼は、設置されたものの⁽³⁴⁾、遺体安置チャペルでは対策として不十分だと考えた。「遺体の家での保管」が日曜日までなされる危険を認識し、日曜埋葬を禁止する必要性を再認識した。同時に、「大部分の日曜日の葬儀に伴う、浪費、飲酒、社会的害をわずかも牧師達が知っているなら、リヴァプールに広がっているこの習慣を良心に基づき助長しないように」、と日曜日の葬儀に付随する問題への対策に協力を求める⁽³⁵⁾。

「遺体の家での保管」には複数の要因が関わっていたものの、主要因として日曜埋葬が認識されだす。一部の葬儀屋と聖職者は日曜埋葬の忙しさから、禁止を同様に求めだす。

第三章 調査報告書

1866年4月の埋葬委員会の会合には、63年6月の会合で委託された日曜埋葬の調査報告書が提出された⁽³⁶⁾。調査報告書の委託から提出まで3年近くかかっている。報告書を作成したのは、ジャクソンを代表とする執行委員会である。調査報告書は、執行委員会が作成した質問票に対する90人からの返答に基づいて作成された⁽³⁷⁾。90人の内訳は、聖職者43人、葬儀屋42人、そして日曜埋葬という「問題に通じている者」5人である。これらの返答者の内訳から、質問票を作成したジャクソンは、葬儀を司式する聖職者と、葬儀を提供する葬儀屋という、葬儀を実施する側の日曜埋葬に関する見解を調査しようとしたのが窺える。

聖職者と葬儀屋のいずれにも、日曜日の葬儀の実施経験に関わらず、質問票が送付され、返答が寄せられた。ただし聖職者に関しては、「一般には、非国教徒の牧師は日曜日の葬儀の経験をほとんど持たない。というのは、その信徒の多くは日曜日以外の曜日に死者を埋葬したがるからだ」。そのため、返答で日曜埋葬に言及した聖職者のうち、日曜日の葬儀の司式経験があったのは国教会とカトリックの聖職者が多かったと予想できる。葬儀屋に関しては、19世紀後半はいまだ葬儀を葬儀屋が十分には掌握せず、住民同士ないし、「反物商人」、「行商人、八百屋、床屋など」が葬儀を遂行することもあった⁽³⁸⁾。そのため、調査報告書で返答を寄せた葬儀屋に、「反物商人ではない」と取えて言及がなされた。葬儀業の専従者の見解をジャクソンは調査しようとしたと言える。

質問票における質問は、葬儀屋だけのものと、葬儀屋と聖職者の両者が答えるものに二分される。葬儀屋のみの質問は、全曜日における葬儀の数と割合、日曜日の葬儀実施に必要な人と馬、勤務時間、さらには実施する人への道徳的な影響に関する質問であった。葬儀の実務状況に関する質問が中心と言える。聖職者が葬儀を司式するだけであるのに対して、葬儀屋は葬儀全般に関わるため、実務を中心とした質問は葬儀屋に限定されたようだ。葬儀屋と聖職者の両者に対する質問では、日曜葬儀に関する、知識、迷惑度、特徴、遺体の家での保管、葬儀禁止の是非、禁止実施地域、提案であった。

調査報告書は、葬儀屋に限った質問への返答にまず言及する。ほとんどの葬儀屋は、全曜日のうち、日曜日に最も葬儀が実施されており、他の曜日の平均葬儀数の2倍以上も実施されていると証言した。この多さから、多くの葬儀屋は日曜日に忙殺されるなか、臨時に人と馬を調達して対応した。逆に埋葬数が最も少ないのは土曜日で、月曜日が続いた。これらの埋葬の日曜別分布から、埋葬される側の多くを占めた労働者は労働サイクルに対応して埋葬する曜日、つまり休日である日曜日を選択していたと分かる⁽³⁹⁾。

日曜日の全ての葬儀を実施するのに必要な人員に関して、丸一日必要とする者を250人から280人ほど、と多くの葬儀屋は答えた。短時間のみ必要とする人員も入れると、400人を上回ることもあると言う。多くの人を雇う葬儀屋もあったようだ。実施に必要な馬に関しては、信頼できるデータが提供されなかった。日曜日の葬儀を実施する人は「家庭、読書、礼拝、教育の恩恵を奪われ」、「宗教に無関心」となり「聖なる曜日を軽視」していた。日曜日の葬儀は彼らに、悪い「道徳的な影響」を及ぼすと評価される。

葬儀屋と聖職者の両者に対する質問への返答はどうか。日曜埋葬の迷惑度合いに関する質問への返答によると、聖職者は、1人を除き全員が、日曜埋葬が「安息日を冒瀆し」、日曜礼拝の実施を妨害しているとして、日曜埋葬が迷惑であると答えた。葬儀屋も3人を除き、日曜日の葬儀の数が多すぎるため、人手、馬、馬車が不足し、忙しさのため食事、休憩が採れなかったため、日曜埋葬が迷惑であると答えた。これらの質問に応えた聖職者も葬儀屋も共に自分たちの日曜日の仕事が過度に増えたことを問題として、日曜埋葬を問題視する。

葬儀屋と聖職者の両者に対する質問のうち、葬儀参列者に関する質問では、「日曜日の葬儀は、他のどの曜日よりも遥かに多くの人によって参列されている」との一致した返答を得た。ただし、参列理由は「飲酒」、「節約」、「大勢の友人を集めること」、「葬列自慢」と分かれた。日曜日の葬儀の特徴として、多くの聖職者は、葬儀が「祝宴の機会、時には飲酒の機会になっているため、しばしば酷い無秩序」に陥っており、「安息日を冒瀆する」と証言した。葬儀屋は、故人宅と墓との往復を、葬儀参列者と共にするため、聖職者よりも観察範囲が広い。その葬儀屋の多くも、聖職者と同様に、日曜日の葬儀の特徴として「他の曜日ほどには礼儀が保たれない」と指摘した。

葬儀屋と聖職者の両者に対する質問のうち、「遺体の家での保管」に関しては、ほとんどの聖職者と葬儀屋が、「日曜日の葬儀を待つために、遺体が安全な期間よりも長期間、しばしば保管されている」と指摘した。「遺体の家での保管」が実施されている間は、通夜「ウェイク」と「故

人宅での大きな集まり」にて「酷く金が使われた」。「遺体の家での保管」が長期に渡ったせいで、遺体の「耐え難い臭い」と「腐敗」で迷惑を被るとの指摘もある。

葬儀屋と聖職者の両者に対する質問のうち、日曜日の葬儀の禁止に関しては、ほとんどが賛成した。ただし全面的な禁止ではなく、「日曜日の埋葬を、即座の埋葬を求めるとの専門家による証明がなされた事例に限定する」という「中間的な立場」を求める。

葬儀屋と聖職者の両者に対する質問のうち、日曜日の葬儀が禁止されている地域に関しては、イングランドではロンドンを含む数ヶ所、スコットランドとウェールズではその全域が上がった。

調査報告書は、寄せられた返答から、結論として以下の七点の見解を示す。①葬儀実施者に迷惑な日曜葬儀は禁止ないし制限されるべし。②日曜葬儀の継続要求への配慮から、医師による証明書付の遺体を日曜日の早朝に埋葬するのを許可する。③葬儀を実施する労働者が享受している余暇の点から見て、日曜日の通常の葬儀を禁止しても、その代わりは月曜日と土曜日に十分見いだせる。④日曜日の葬儀は、友人の移動と歓待で遺族の支出が他の曜日より増す。⑤日曜日の葬儀は、道徳上問題であるだけでなく、接触伝染病の原因となる。⑥病院において感染症で死去した場合、遺体は一定時間内に埋葬地に直接運ばれるべし。⑦調査報告書を公開し、埋葬地の各当局による共同行動を促す措置が取られるべし。

調査報告書が提出された埋葬委員会では、その採用をジャクソンが動議し、可決した。ただし採用には賛成したものの、W・アンウィンには注意を喚起する。「埋葬委員会の職務」は「人々の道徳心の世話をする」ことではなく、「死者の埋葬を世話する」に留まる。埋葬委員会の日曜埋葬への対策は本来の管轄範囲を逸脱している、とアンウィンは考えていた。確かに埋葬委員会は、「遺体の家での保管を貧しき者がしないように、遺体安置チャペルを設置し、手を尽くした」。「しかし、これは貧しき者のみに限らない。富める者も、自宅において遺体の保管を長らくしていることで責めを負うべき」。「死者の世話」に責任を負うべき埋葬委員会は、「富める者」による「遺体の家での保管」にも対策を実施するべきではないか、とアンウィンは言うのである。しかし実際は、「貧しき者」、特にアイルランド人の「貧しき者」に負担が重くのしかかろうとしている。

第四章 日曜埋葬問題への対策

調査報告書は翌月の5月初頭には新聞などで公表された⁽⁴⁰⁾。調査報告書が求めた日曜埋葬制限へは支持が相次いだ⁽⁴¹⁾。そこで、リヴァプール市全域の墓地で一斉に日曜埋葬の制限が導入できないか、市長が埋葬委員会の要請を受けて検討を始める。ここに到って日曜埋葬問題はリヴァプール教区だけのものではなくなる。市長は日曜埋葬禁止の是非を検討する会合への招待状を、リヴァプール市と近郊の墓地を管理する各団体に送付した⁽⁴²⁾。会合が7月2日にタウン・ホールで実現した⁽⁴³⁾。会合には、リヴァプール市とその近郊から、共同墓地を運営する民間ないし自治体の七つの各当局の代表者、共同墓地をまだ持たないウェスト・ダービーの当局の代表者と、関心ある者が参加した。リヴァプール市と近郊の共同墓地の当局の代表者が出揃っている。

共にリヴァプール教区の埋葬委員であるジェイムズ・レデクリフ・ジェフリーとジャクソンが議論をリードする。まずジェフリーは調査報告書を根拠に、「日曜日の葬儀を最小限にすることが望ましい」と主張した。そして「故人を看取った医務官による証明書がある場合を除き、どんな埋葬も日曜日には許可されるべきでない」と提案した。続いて発言したジャクソンが問題にしたのは、日曜埋葬に伴う二つの習慣だった。まず一つ目は「日曜日に埋葬する予定で、遺体が通常より長期間保管される習慣」である。これは「遺体の家での保管」の習慣と言えよう。もう一つは「一般の病院で熱病ないし天然痘で死去した人の遺体が、貧しい人の住む密集した家に持ち帰られ、日曜日の埋葬まで3日ないし4日間、生きている人の間に留め置かれることを許す、より深刻な習慣」である。こちらは「遺体の家への移動」に「遺体の家での保管」が加わった習慣と言えよう。これら「遺体の家での保管」と「遺体の家への移動」の二つの習慣に、多くの墓地管理団体が対応できていない、とジャクソンは指摘する。「記録によると、故人の遺体が病院から個人宅へ移されて直ぐ、熱病が流行した」。ジャクソンは、二つの習慣によって、「熱病」の流行が拡大しているのではないかと疑っていた。従って、まず「遺体の家への移動」という「この習慣を止めさせるため、衛生委員会、教区当局、一般の病院当局の間で取り決めがなされたら、大いなる改善が達成されるだろう」と対策を求める。「遺体の家への移動」に限らず、死因が接触伝染病である遺体が移動する間とその到着先は、接触伝染病に感染する機会として同時期のロンドンでも危険視されていた⁽⁴⁴⁾。同種の現象がリヴァプール教区でもあったようだ。

一方、これら二つの習慣を作り出す原因である日曜埋葬という「この問題に率先して取り組み、日曜埋葬を午前9時以降は禁じる決定をした、スミスダウン・レーン共同墓地の当局に敬意を払う」、と先駆的な試みをした墓地当局をジャクソンは高く評価する。この墓地は、トックスステス・パーク教区が運営する、リヴァプール市初の自治体共同墓地である。今回の会合の前日、7月1日から日曜埋葬を制限していた。ジャクソンは、「近郊の全ての埋葬委員会は、トックスステス・パーク教区の当局によって着手され、既に良き効果をもたらしつつある、この措置を一斉に採用して欲しい」と出席している関係者に協力を求めた。

同席したトックスステス・パーク教区の埋葬委員は、「前日が、ジャクソンが言及した規則が施行された初日だった。埋葬の申請が一件だけあり、その故人は熱病の犠牲者だった」、と日曜埋葬制限の初日の模様を紹介した。そして、日曜埋葬制限という「この方法は実際に必要な場合だけに日曜日の葬儀を減少させる。ただし、もし全ての埋葬委員会が同様の方針に参加協力すれば、もっと良い結果になろう」と語り、ジャクソンと同じく、全ての墓地管理団体の一致した対応を求めた。

民間共同墓地である、カトリック用のフォード共同墓地を代表したフィッシャー神父も、「遺体の家での保管」問題、特に「熱病」の感染拡大問題を防止するため、日曜埋葬制限を支持する。ただし、「町からフォード共同墓地が遠方にあるため、アンフィールドや他の共同墓地で不満の対象とされた、日曜日の葬儀に大勢の人が参加する問題、さらに醜態のまま葬儀に参列する者がいるという問題も共有していなかった」。しかも、「貧しき者が日曜日に遺体の埋葬をすること

が禁じられるのは、かなり辛いことだと考えられる。日曜日は、適切に実施されたら、埋葬にとって非常に適した曜日であり、加えて日曜日の厳粛さは、葬儀のような機会にあるべき敬虔さを増すからだ、と日曜埋葬の利点にも神父は言及し、一律の日曜埋葬制限に躊躇を示す。

市長は、これらの議論を踏まえ、日曜埋葬は全面的な禁止が困難であるものの、何らかの方法で制限されるべきと考えた。「貧しい人にとって、日曜日は恐らく最も便利な曜日だ。フォード共同墓地に関しては、町から遠方に位置するため、埋葬を9時に締め切るのは早すぎないかという問題がある」。さらに「遺体を、死後一定の期日内に埋葬するよう義務づける権限を持っているのか分からない」と「遺体の家での保管」に法で干渉できるのか懸念を表明する。「権限を持っているなら、義務化は問題に対処する確実な方法である」。しかし、「権限を持っていないなら、最善の方法は埋葬料を値上げすることだ」と法によらない方法を提言した。この方法によって、日曜日より埋葬料の安価な週日に埋葬を実施させるよう促し、日曜埋葬を目的とした「遺体の家での保管」も減るのではないかと市長は考えた。

しかしジェフリーは「埋葬料が現状の二倍に値上げされても、その金額は故人の親類、知人が埋葬後に飲酒に充てる額と比べるととても小額である」と指摘する。つまり彼は、埋葬料の値上げは、日曜埋葬の減少に繋がらないため、「遺体の家での保管」も減らないと考えたのである。ジェフリーは、「遺体の家での保管」を減らすには、直接の「日曜埋葬の時間制限こそが、死後すぐの埋葬に大抵つながる。というのも、今はある、日曜日まで遺体を保管する動機が無くなるからだ」と反論した。

日曜埋葬制限への支持が相次ぐなか、ライス・レーン共同墓地の代表は別な懸念を表明する。それは、貧しき者が入る「救貧院付属病院 (workhouse hospital)」に「故人の合法的な身請け人がやってきて、教区によって負担された費用を同意して全額支払っても、教区当局は、その身請け人が遺体を受け取れず、埋葬もできないと言える立場にあるのか」、との懸念であった⁽⁴⁵⁾。つまり、ジャクソンが問題とした習慣の「遺体の家への移動」を、合法的に拒否できるのか疑問を呈したのである。拒否は困難であると考えたこの代表は、「管理者は、遺体安置の部屋を併設したチャペルが自由に使えるよう設置されている共同墓地に、故人の関係者が遺体を直ぐ移すように道徳心に訴える」だけではないかと現実的な対策を示した。

この現実的な対策に不満だったのがジャクソンである。彼は「熱病で死去した故人を、病院から生者の住む家に移すことを禁ずる権限が衛生委員会に託されている」と主張した⁽⁴⁶⁾。つまり、通常時には「遺体の家への移動」を妨げることは困難であるものの、「熱病」流行という非常時には、「熱病」で死去した故人の「遺体の家への移動」を合法的に禁じることが可能ではないかと考えたのである。ただし、この方法には幾つかの条件が伴うことを出席者が相次いで指摘する。それらの指摘をまとめると以下になる。まず「熱病」などの「感染症が流行」する。ついで「誰もが作成が認められている」、「陳情を受けた枢密院が疾病予防法の施行を命じる」。施行を命じられた「衛生委員会は、遺体を直ちに埋葬するよう命じる権限を直ぐ持つ」。この権限を持つ「衛生委員会」がようやく、「熱病」で死去した故人の「遺体の家への移動」を停止させ、遺体の埋

葬を命じることができた。しかも疾病予防法の一回の「施行期間は6ヶ月に限定されていた」。つまり、それ以上の期間の施行には、再度、同様の手順を踏む必要があった⁽⁴⁷⁾。

この手順がジャクソンには煩雑と写った。彼は、「熱病」によって死去した故人の「遺体の家への移動」を抑制する具体的な方法を提言できず、最終的に以下の決議案を提出する。「本会合の見解として、日曜日の葬儀は来週の日曜日から、本市近辺の全埋葬地において午前9時以後には実施しないのがよい」。「遺体の家への移動」には直接対策を打てず、「遺体の家での保管」を減らす対策に留まったと言えよう。提出された決議案は成立した。ただしこの決議を会合に参加した全団体が採用したわけではなく、一部の団体は持ち帰って協議することになった。会合は翌月に再開することになった。

パーミンガム、エディンバラ、グラスゴウ、ハル、ベルファスト、マンチェスター、プレストンなどの地元新聞も、この会合の決議を報じた⁽⁴⁸⁾。会合への注目度は高い。さらに、日曜日を安息日として遵守するよう要求していた、メソジストのウエズレー派は、リーズで行った会合で、リヴァプールにおける日曜埋葬制限の試みに賛意を示していた⁽⁴⁹⁾。

では、リヴァプール以外の都市から相次いで支持された決議は、その採用を持ち帰って協議することになった墓地管理団体によって、どのような判断を示されたのか。議論を知ることができたのは、リヴァプール、ロウ・ヒルに位置する、民間のネクロポリス共同墓地の場合である。先のタウン・ホールでの会合の2日後の7月4日に、墓地の経営者と墓所有者が集った会合が、この墓地のチャペルで開催された⁽⁵⁰⁾。司会のH・ゴールディングは日曜埋葬の制限決議が採用されるに到った、タウン・ホールでの会合の様相を紹介した。続いて彼は、この決議に関して、「ネクロポリスのような埋葬地では、ほんの僅かしか日曜日の葬儀はない。だから、日曜埋葬が禁止されても大きな不便はない」と語った。この墓地は面積が5エーカーしかなく、リヴァプール教区の自治体共同墓地の面積140エーカーと比べると狭い。したがって埋葬数が少ない。しかもこの墓地の埋葬地は聖別されていない。つまり、聖別が必要な国教徒用の埋葬地となっていなかった。そのため、埋葬地たる非聖別地には、多くのプロテスタント非国教徒が埋葬されていた。前述の日曜埋葬の調査報告書に記載されていたように、プロテスタント非国教徒は日曜埋葬を好まなかった。面積の狭さと埋葬される人の傾向から、ネクロポリス共同墓地では、日曜埋葬を制限しても問題はさほど発生しない、と司会のゴールディングは考えたようだ。「日曜埋葬は、医師による証明を受けた特別な場合を除き、次の8月1日から我が共同墓地では中止すべし」との提議がなされた。採決では、反対は一名だけで、他は賛成したため、提議は成立した。

決議を持ち帰って検討した、他の団体はどのような判断を示したのか。7月2日にタウン・ホールで開かれた会合に出席した墓地管理団体が、ほぼ1ヶ月後の7月30日に再び集まり、休会していた会合を再開した⁽⁵¹⁾。そこでは、先の決議をほとんどの団体が採用したことが判明する。唯一、カトリック教徒専用のフォード共同墓地のみが採用しなかった。不採用の理由は、墓地当局から日曜埋葬を制限すべきか、フィッシャー神父を通じて相談を受けた、ゴス司教に負っていた⁽⁵²⁾。

司教は問題を、日曜埋葬制限の是非と、日曜埋葬を午前9時に制限することの是非に分けて検討する。前者に関して司教は、「コモン・ローによっても、教会法によっても、人々は、どの曜日でも、適切な時間に友人、親戚の遺体を埋葬してもらえる権利を持つ」と指摘した。この権利を奪い兼ねない日曜埋葬制限には、賛成できないというのである。司教は、「日曜葬儀に反対する運動の真の目的が何か理解できない」と制限の目的にも疑問を抱いた。さらに、過度の飲酒、大勢の参列者など、日曜埋葬の結果生じている「問題は、日曜日において他の曜日以上に多いとは聞いたことがない」と証言した。こうして司教は、法、目的、現状認識の三つの方向から日曜埋葬制限は必要ないと考えた。

日曜埋葬制限の是非に続いて司教は、日曜埋葬を午前9時に制限することの是非についても言及する。まず日曜日の午前9時までの時間帯は、聖職者も信徒も午前9時のミサの時間でもあることから、葬儀に充てることは困難であるとした。ついで、仮に日曜日の午前9時までに葬儀を行うとしたら、通夜「ウェイク」との兼ね合いで問題があるとした。アイルランド人によく見られる習慣「ウェイク」は飲酒の機会でもある。午前9時までに葬儀を実施することが義務化されると、土曜日の夜から日曜日の葬儀時間まで飲酒を続ける者ができることを、司教は危惧した。「ウェイク」がより長時間になるのである。フォード共同墓地が都心から遠方に立地していることも、司教は問題視した。つまり、葬儀参列者にせよ、葬儀を司式する聖職者にせよ、通うのに時間がかかる、遠方にあるフォード共同墓地では、彼らが午前9時までに葬儀をすることは難しい、と司教は指摘した。こうして司教は、日曜埋葬制限の必要性を否定したのに加えて、日曜埋葬を午前9時までに制限することは不可能であるとの見解を表明した。ミサの時間、「ウェイク」、墓地の立地がその理由であった。

日曜埋葬制限の決議をフォード共同墓地が採用しなかったのには、市長や他の墓地管理団体から落胆の声が挙がる。「他の共同墓地での葬儀の司式でカトリックの司教とカトリックの聖職者が気付くだろう大いなる改善が、彼らの目下の決意を大いに揺さぶることで、彼らが日曜埋葬制限にそう長く抵抗できなければいいのだが」、との見解を市長は示した。ただしフォード共同墓地の行動に市長は一定の理解も示す。「各教区当局は貧しき者に十分配慮する必要がある」。市長は、日曜埋葬制限に関するゴス司教らの懸念に共鳴していた。

ジャクソンを中心とする埋葬委員会は、これまで貧しき者の中でも、特にアイルランド人による「遺体の家での保管」を問題とし、その主原因として日曜埋葬を見なし、日曜埋葬を禁止ないし制限しようとした。そのため、アイルランド人の大多数がカトリック教徒であることを踏まえると、カトリック専用のフォード共同墓地が日曜埋葬を制限しなかったことは、日曜埋葬を目的と考えた「遺体の家での保管」の継続を許容する、大きな抜け道になったのではないか。この会合に出席しているのは、リヴァプールとその近郊の主たる共同墓地の代表者であり、共同墓地の規模はどれも大きなものである。フォード共同墓地は24エーカーの面積を占めた⁽⁵³⁾。これは会合に参加した共同墓地のうち、最大の埋葬地70エーカーを有したリヴァプール教区の自治体共同墓地における、カトリック用の埋葬地20エーカーを上回った。フォード共同墓地では、面積

24 エーカーのうち、埋葬地にどれだけ充てられたか不明なものの、相当数のカトリック教徒の埋葬が可能であった。実際、一年間のカトリック教徒の埋葬数は、1864年と65年において、フォード共同墓地が2929件と2846件、リヴァプール教区の自治体共同墓地では1058件と1638件と、前者が後者を上回る⁽⁵⁴⁾。

カトリックであるアイルランド人は、ジャクソンを中心とした埋葬委員会と、葬儀を実施する聖職者と葬儀屋の意向とを反映した、日曜埋葬の禁止ないし制限を求める動きのなかに、自らの見解を提示できずにいた。実際、ジャクソンが主導した調査報告書において見解を問われたのは、日曜埋葬を実施する聖職者と葬儀屋であった。葬儀される側の見解は問われなかった。カトリックのアイルランド人の見解も問われなかった。しかしその見解を、フォード共同墓地では日曜埋葬を制限しないという決定をした、ゴス司教が代弁したと言えないか。タウンホールの会合に代表が参加した共同墓地のうち、唯一のカトリック専用の共同墓地がフォード共同墓地であった。自治体共同墓地は、埋葬地が国教徒用、非国教徒用に二分、ないしカトリック用を加えて三分される⁽⁵⁵⁾。つまり、複数の宗派の信徒が埋葬される自治体共同墓地では、特定の宗派の意向を汲んだ決定を、墓地を管理する埋葬委員会は下しにくい。これが、カトリック信徒のみを埋葬対象としたフォード共同墓地では可能であった。カトリック信徒たる、貧しきアイルランド人の意向を汲み取った上で、この墓地の方針を決定した司教は、日曜埋葬を制限しないと判断したはずである。

会合ではジャクソンが提案した以下の決議案が採用された。「本会は、市内の埋葬地の各管理者が、日曜日の葬儀を、緊急の事例を除き、午前9時までに制限する措置を既に実施していると知って大いに満足している。さらには各管理者は、フォード共同墓地の管理者に、本件に関して他の部局との協力が望ましいことを丁寧な説いて頂きたい」。

では、リヴァプール市のほとんどの共同墓地で日曜埋葬を制限した、この決議はどれほどの変化をもたらしたのか。リヴァプール教区の埋葬委員会は、タウン・ホールでの決議を採用し、66年7月15日の日曜日から埋葬を午前9時までに制限する、との告知を直ぐ出した⁽⁵⁶⁾。この制限はかなりの効果があった⁽⁵⁷⁾。日曜日の平均埋葬数は、制限前には35件であったのが制限後には12件へと減少し、この減少に伴って月曜日の平均埋葬数が増加した。さらに、日曜日の平均埋葬数は制限前が他の全曜日の平均値の3倍であったのが、制限導入後は平均埋葬数が高い、三曜日の値と同域にまで減少し、かつ残りの三曜日の値を少し上回るに留まっていることも判明した⁽⁵⁸⁾。「日曜日の朝の埋葬を特徴づける秩序と平穏は、制限前に実施されていた日曜日の午後の多くの埋葬を特徴づけたものと対照的である」と評価したのは、制限導入後の三日の日曜日を経験したばかりのジャクソンである⁽⁵⁹⁾。彼はさらに「共同墓地を、一般の人に日曜日の午後一時間早く開放できるようになった。こうして、親類、友人の墓を時宜に適った思索を求めて訪問することを心穏やかに望んだ人に、より適切な時間を提供している」とも述べる。

日曜埋葬を減少させた効果の大きさから、マンチェスター、バーミンガム、ロンドン、ウェスト・ハム、ノッティンガム、ブラックバーンなどの当局が、さらには政府の埋葬地査察官までも

が、リヴァプール教区の埋葬委員会に問い合わせ、関連資料を収集したいと申し出た⁽⁶⁰⁾。この注目からは、リヴァプール教区における日曜埋葬制限が比較的新しい行為であったことが窺える。申し出を受け入れた埋葬委員会は、執行委員会に66年春に作成させた報告書に、序文として、市長が先に召集した会合の議事録を加えたものを報告書第二版として刊行し、入手を希望する当局に提供した。「日曜日午前の早い時間までに埋葬を制限しようという埋葬委員会の決議が、イングランド中の都市で採用されつつあることに気付いて、埋葬委員達は満足しているに違いない」と71年11月の会合で司会を勤めたジャクソンは誇らしげに語った⁽⁶¹⁾。午前9時までの日曜埋葬制限はリヴァプール教区の自治体共同墓地では30年以上は続く⁽⁶²⁾。

おわりに

19世紀後半のイギリスの自治体共同墓地では日曜埋葬問題が各地で発生した。本稿ではリヴァプール教区における日曜埋葬問題を取り上げ、その内実に迫った。

リヴァプール教区では日曜日は埋葬と訪問者が多かった。しかし日曜埋葬を禁止することは困難であったため、まずは、日曜埋葬が引き起こしていると考えられた問題の解決に、埋葬委員のジャクソンは取り組む。彼は、衛生医務官トレンチが提唱した、遺体安置チャペルに注目する。複数の要因に基づく「遺体の家での保管」は接触伝染病を拡大していると考えられた。拡大を軽減する方策として、貧しいアイルランド人が多く住む地域に、遺体安置チャペルの建設をトレンチは提案した。ジャクソンもトレンチの方針を支持した。

しかしこの方策ではなく、日曜埋葬の禁止こそが、「遺体の家での保管」を解消でき、解消によって接触伝染病がより一層軽減される、との指摘が相次ぐ。葬儀屋と聖職者という日曜埋葬を実施する人々の一部が、日曜日に多くの葬儀を実施する忙しさから解放されようと、日曜埋葬の禁止を求めだす。彼らの不満を、ジャクソンが中心となって作成した日曜埋葬の調査報告書で質問に答えた聖職者と葬儀屋も、ほぼ共有していると判明する。日曜埋葬が原因であると考えた「遺体の家での保管」を解消することを目的としたジャクソンと、日曜埋葬が日曜日の過労に繋がっていると考えた聖職者と葬儀屋では、日曜埋葬を禁止ないし制限する目的が異なった。しかし日曜埋葬を禁止ないし制限しようとする点では一致した。

調査報告書での結論を武器にジャクソンは、リヴァプール市全域での日曜埋葬の制限を試みる。関係者が集まった会合でジャクソンは、「遺体の家での保管」と「遺体の家への移動」を接触伝染病の拡大原因と問題視する。「遺体の家への移動」では、貧しき者が入っている施設で、接触伝染病で死去した場合、その遺体が持ち帰られた家で、新たに接触伝染病の罹病患者を出すことがあると考えられた。しかし「遺体の家への移動」は法的に規制することが困難であると判明したため、規制をジャクソンは断念した。ただし、日曜埋葬の午前9時までの制限には成功した。その結果、リヴァプール教区の自治体共同墓地では日曜埋葬が減少する。

日曜埋葬制限はリヴァプール市とその近郊の共同墓地で一斉に実施された。例外は、カトリック

ク専用のフォード共同墓地である。ここは、市内最大の共同墓地である、リヴァプール教区の自治体共同墓地を上回るカトリックの埋葬者数を誇った。つまり、ジャクソンが日曜埋葬制限の主要な対象とした、貧しきアイルランド人への日曜埋葬の制限が実施できなかった。彼らによる、日曜埋葬を目的とした「遺体の家での保管」は許容されることになった。ジャクソンは、貧しきアイルランド人による日曜埋葬を、リヴァプール市内の複数の共同墓地から、カトリック専用のフォード共同墓地へとかなりの程度集約したと予想できる。

注

- (1) 先行研究については以下を参照。拙稿「19世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」『人間・環境学』第16巻、2007年；拙稿「19世紀イギリスにおける墓地—リヴァプールにおける自治体立共同墓地の建設—」『歴史文化社会論講座紀要』第6号、2009年。
- (2) 'Return of London Burial-Grounds partially open and closed by Orders in Council,1853-75',1876 [C.1447] LⅧ.513 in *British Parliamentary Papers*;'Return of Burial-Grounds partially open and closed by Orders in Council,1854-75',1876 [C.1448] LⅧ.533 in *BPP*.
- (3) 'Population and Burial Places (England and Wales)',1876 (60) LⅧ.535 in *BPP*.
- (4) Barry M.Doyle,'The Changing Functions of Urban Government: Councillors, Officials and Pressure Groups',in Martin Daunton,ed.,*The Cambridge Urban History of Britain, volume III 1840-1950* (Cambridge,2000), p.287.
- (5) Robert Millward,'The Political Economy of Urban Utilities', in Daunton,ed.,*The Cambridge*, p.324.
- (6) 拙稿「自治体立共同墓地」；拙稿「リヴァプール」。
- (7) 運営、特に墓の利用に関する研究は、拙稿「19世紀後半イギリスの墓地—ダービー市の自治体共同墓地における墓の利用—」『歴史文化社会論講座紀要』第7号、2010年。
- (8) 日曜埋葬問題を掲載した記事の典拠は紙幅の関係から省略する。
- (9) 拙稿「リヴァプール」；*Liverpool Mercury* (28 August 1863) p.8,col.d.
- (10) *Liverpool Mercury* (27 April 1866) p.6,col.d.
- (11) *Liverpool Mercury* (6 January 1871) p.6,col.d.
- (12) 景観を重視した共同墓地、特に19世紀前半の民間の共同墓地では墓地を観られる対象として設計し、そこを訪問者が散策することが推奨された。James Stevens Curl, *The Victorian Celebration of Death* (Stroud,Rep.2001, 1st edn.2000); この慣行がリヴァプール教区の自治体共同墓地でも実践されていたようだ。
- (13) *Liverpool Mercury* (5 June 1863) p.7,col.g.
- (14) *Liverpool Mercury* (5 May 1865) p.6,col.h.
- (15) *Liverpool Mercury* (11 November 1865) p.7,col.f.
- (16) ダンカンについては以下を参照。W.M.Fraser, *Duncan of Liverpool* (Preston,Rep., 1997, 1st edn.1947); Geary Kearns,'Town Hall and White Hall: Sanitary Intelligence in Liverpool,1840-63', in Salley Sheard and Helen Power,eds., *Body and City: Histories of Urban Public Health* (Aldershot, 2000); Paul Laxton, 'Fighting for Public Health: Dr Duncan and his Adversaries, 1847-1863', in Sheard and Power,eds., *Body and City*.
- (17) *Lancet*,vol.1 (1865), p.661; *The Builder* (25 November 1865) pp.825-826.

- (18) *British Medical Journal*, vol.2 (1865), p.535; *Liverpool Mercury* (9 November 1865) p.5, col.g; *Liverpool Mercury* (9 November 1865) p.6, col.a.
- (19) R.B.Walker, 'Religious Changes in Liverpool in the Nineteenth Century', *Journal of Ecclesiastical History*, vol. X IX , No.2, (1968) pp.199-200.
- (20) *Liverpool Mercury* (9 November 1865) p.5, col.g.
- (21) *Liverpool Mercury* (10 November 1865) p.6, col.c-d.
- (22) *Liverpool Mercury* (11 December 1865) p.6, col.f; リヴァプール司教職が 1850 年に設けられたのに対して、国教会がそれに対応するリヴァプール主教職を設けるのは 1880 年である。カトリック教会のリヴァプールへの熱意が窺える。Walker, 'Religious Changes', p.200.
- (23) *Liverpool Mercury* (11 November 1865) p.7, col.f.
- (24) Pam Fisher, 'House for the Dead: The Provision of Mortuaries in London, 1843-1889', *London Journal*, Vol.34, no.1 (2009) p.3.
- (25) *Lancet*, vol.2 (1864), p.534.
- (26) *Liverpool Mercury* (16 November 1865) p.7, col.g.
- (27) *Liverpool Mercury* (15 November 1864) p.1, col.c.
- (28) *Liverpool Mercury* (20 November 1865) p.7, col.g.
- (29) *Liverpool Mercury* (23 November 1865) p.7, col.g.
- (30) *Liverpool Mercury* (24 November 1865) p.7, col.h.
- (31) Brian D.White, *A History of the Corporation of Liverpool* (Liverpool, 1951) pp.50-51.
- (32) *Liverpool Mercury* (13 December 1865) p.3, col.e-f
- (33) トレンチを含む衛生医務官、ないしはその配下の衛生査察官 (Sanitary Inspector) は、貧しき者の家を訪問し、衛生改善の方策を提言した。Tom Crook, 'Sanitary Inspection and the Public Sphere in Late Victorian and Edwardian Britain: a Case Study in Liberal Governance', *Social History*, Vol.32, No.4 (2007), p.373; 衛生改善を目的とした住宅規制は、リヴァプールでは 1840 年代からイギリスで先駆的に始まっていた。M.J.Daunton, 'Health and Housing in Victorian London', *Medical History*, Supplement, No.11, 1991. p.128.
- (34) *Liverpool Mercury* (27 April 1866) p.6, col.d.
- (35) *Liverpool Mercury* (28 February 1866) p.7, col.g; ジャクソンが伝え聞いた事例は以下に再録。*Liverpool Mercury* (7 May 1866) p.5, col.d.
- (36) *Liverpool Mercury* (27 April 1866) p.6, col.d.
- (37) 報告書は以下に再録された。*Liverpool Mercury* (7 May 1866) p.5, col.b-c.
- (38) *Daily News* (23 May 1871) p.3, col.e; 中野保男「いざというときに備えて」角山榮・川北稔『路地裏の大英帝国』山川出版社、1982 年、145 頁。
- (39) 休日を含む「余暇」関しては以下を参照。松浦京子「第 9 章 生活のうらおい—「余暇文化」—」井野瀬久美恵編『イギリス文化史入門』昭和堂、1994 年、155-158 頁。
- (40) *Liverpool Mercury* (7 May 1866) p.5, col.b-c.
- (41) *Liverpool Mercury* (9 May 1866) p.7, col.g; *Liverpool Mercury* (21 May 1866) p.7, col.f; *Liverpool Mercury* (21 May 1866) p.7, col.f.
- (42) *Liverpool Mercury* (29 June 1866) p.6, col.d.
- (43) *Liverpool Mercury* (3 July 1866) p.6, col.f; *Liverpool Mercury* (3 July 1866) p.6, col.a; *Glasgow Herald* (6 July 1866) p.6, col.b.
- (44) Matthew L.Newsom Kerr, "Perambulating Fever Nests of our London Streets": Cabs, Omnibus,

- Ambulances, and Other“Pest-Vehicles” in the Victorian Metropolis’, *Journal of British Studies*, vol.49, no.2 (2010) p.291.
- (45) 貧しき者が入った病院には、任意寄付制病院、コテージ病院、救貧院付属病院の三種類があった。救貧院付属病院には、他の二つに経済的に入れない貧しき者が入った。Lindsay Granshaw, ‘The Rise of the Modern Hospital in Britain’, in Andrew Wear, ed., *Medicine in Society* (Cambridge, 1992) p.208.
- (46) この時期のリヴァプールにおける流行病対策については以下を参照。White, *A History of the Corporation of Liverpool*, Chap. X.
- (47) 疾病予防法によって、コレラ、チフスといったこの時期の代表的な流行病の患者は隔離措置が執られた。しかし、これらの流行病の拡大は、急速かつ広域に及び、その対策は効果的ではなかった。White, *A History of the Corporation of Liverpool*, pp.119-120.
- (48) *Birmingham Daily Post* (3 July 1866) p.8,col.b; *Caledonian Mercury* (4 July 1866) p.4,col.d; *Hull Packet and East Riding Times* (6 July 1866) p.8,col.d; *Belfast News-Letter* (6 July 1866) p.4,col.e; *Glasgow Herald* (6 July 1866) p.6,col.b; *Manchester Times* (7 July 1866) p.6, col.f; *Preston Guardian* (7 July 1866) p.6, col.f.
- (49) John Wigley, *The Rise and Fall of the Victorian Sunday* (Manchester,1980) p.99;*Leeds Mercury* (26 July 1866) p.3, col.e.
- (50) *Liverpool Mercury* (5 July 1866) p.6,col.d.
- (51) *Liverpool Mercury* (31 July 1866) p.6,col.a.
- (52) *Liverpool Mercury* (6 August 1866) p.7,col.f.
- (53) *Liverpool Mercury* (10 September 1861) p.6,col.d.
- (54) <http://www.liverpoolhistoryprojects.co.uk/liverpoolcrburials/>
- (55) 拙稿「自治体立共同墓地新設」；拙稿「リヴァプール」。
- (56) *Liverpool Mercury* (12 July 1866) p.1,col.d; *Liverpool Mercury* (20 September 1867) p.7,col.d.
- (57) *Liverpool Mercury* (13 September 1867) p.1,col.d.
- (58) *Liverpool Mercury* (6 January 1871) p.6,col.d.
- (59) *Liverpool Mercury* (31 July 1866) p.5,col.f.
- (60) *Liverpool Mercury* (6 January 1871) p.6,col.d; *Liverpool Mercury* (10 November 1871) p.8,col.d.
- (61) *Liverpool Mercury* (10 November 1871) p.8,col.d.
- (62) *Liverpool Mercury* (9 November 1896) p.6,col.d.